市連会 10 月定例会説明資料 令 和 7 年 10 月 10 日 政策経営局大都市制度推進本部室

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成してい くための取組にご協力いただきありがとうございます。

今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 特別市シンポジウムの開催

「特別市」の必要性や、実現による効果などについて、分かりやすくお知らせする ため、市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にも指定都市市長会と共催でシンポジウムの開催を調整しています。詳細は、改めてご案内します。

(1) 日程等

日時: 令和7年12月14日(日)13時30分~15時30分(開場13時00分)

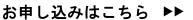
会場:鶴見公会堂(鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階) 定員:300人(参加費無料)※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部	基調講演	辻	琢也 さん	(一橋大学教授)
		山中	竹春	(横浜市長)
第2部	パネルディスカッション	紺野	美沙子 さん	(俳優・朗読座主宰)
		辻	琢也 さん	(一橋大学教授)

(3) 申込方法

12月10日(水)までにウェブページからお申し込みいただく形で 参加者を募集します。(ファクス(045-663-6561)でも申込み可)





(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・横浜の未来の選択肢である「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方の ご参加をお待ちしています。

4 出前説明会のご案内

市職員がお伺いして、「特別市」の内容について直接ご説明する出前説明会を実施 しています。自治会・町内会をはじめ、少人数のグループでも構いません。お気軽に お問い合わせください。

5 特別市の法制化に関する最近の動向

(1) 国における議論

昨年 12 月、総務省が「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市等の議論を行い、6月に報告書が取りまとめられました。

(2) 県内三政令市で連携した取組状況

8月26日、「県内三政令市市長・正副議長懇談会」 を開催し、「次期地方制度調査会における『特別市』 の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を 求める三市共同要請」を取りまとめました。



(3) 指定都市を応援する国会議員の会の決議

6月19日、政令指定都市に関係する約200名の超党派国会議員で組織される「指定都市を応援する国会議員の会」(会長:逢沢一郎衆議院議員)が、「我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を求める決議を行い、9月4日、会長が内閣総理大臣、総務大臣に決議文を提出しました。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・渡邊・鈴木 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

第12/14。井牙川市

13:30~15:30 (開場 13:00)

会場 鶴見公会堂(鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階) JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分 京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分(改札出て西口へ)

國300名参加費無料 (事前申込制)

第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション

辻 琢也さん 一橋大学教授 登壇者 山中 竹春 横浜市長 紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰 辻 琢也さん ー橋大学教授

司 会 佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



山中 竹春



紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん 一橋大学教授

不を用意する

参加申込みは こちら



- 主催-

III (A) M III



横浜市

: 111 1 101 1 1 1 1 1



「特別市」シンポジウム 横浜の未来を用意する - 「特別市」の早期法制化へ

特別市」 とは

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の 重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくることが 必要です。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。

登壇者プロフィール



山中竹春 横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済 学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理 学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS) 研究員、国立がん研究センター部長、横浜市 立大学特命副学長、同大学医学部教授などを 歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM) 理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機 構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

1980年、慶応義塾大学在学中にNHK連続 テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を 博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計 画(UNDP)親善大使としても27年に渡り活動 した。2010年秋から「紺野美沙子の朗読座」 を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内 役を担当。元祖スー女としても知られ横綱 審議委員である。



辻 琢也さん 橋大学教授

東京大学大学院博士(学術) 専門分野:行政学·地方自治論 主な役職:内閣府「税制調査会」委員、 総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、 横浜市大都市自治研究会座長、 第30次•第31次地方制度調查会委員、 指定都市市長会「多様な大都市制度実現 プロジェクト|アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 12月10日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は12月3日(水)までにお申込みください。 ※申込者多数により参加不可の場合は12月11日(木)までに連絡します。

WEB

申込みフォーム



045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上 ご送信ください。



アクセス

鶴見公会堂

(鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階)

※シンポジウムに関しまして、 会場へのお問い合わせは ご遠慮ください。

※ご来館の際には、できるだ け電車・バスなど公共交通 機関をご利用ください。

JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩 1分 京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分 (改札出て西口へ)



	フリガナ	電話番号
F	氏 名	メールアドレス
Å	年 代	□ 19歳以下 □ 20代 □ 30代 □ 40代 □ 50代 □ 60代 □ 70代 □ 80代以上
X	居住地	□ 横浜市内(区) □ 神奈川県内 □ 神奈川県外
申込用記入欄		① 「特別市」について、知っていますか?□ 名称も内容もよく知っている □ 名称は知っているが、内容は知らない □ 名称も内容も知らない
	アンケート	②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。
	ご希望の方のみ	□ 車いす席 □ 手話通訳 □ 筆記通訳 ※手話·筆記通訳をご希望の方は12月3日(水)まで

市連会 10 月定例会説明資料 令 和 7 年 10 月 10 日 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 G R E E N × E X P O 推 進 課

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウム開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前イベントの一環として、シンポジウムを開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 シンポジウム概要

- (1) 日時: 11月19日(水)18時から(17時半 開場予定)※参加費無料
- (2) 会場:関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(最寄駅: JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約2分)

(3) 内容

ア テーマ:ユース世代と考える 地球と生きる身近なアクション イ 登壇者

- (7) 開会挨拶:山中 竹春 横浜市長
- (イ) GREEN×EXPO 2027の説明: GREEN×EXPO 協会担当者
- (ウ) 基調講演: 佐座 槙苗 氏 (一般社団法人 SWiTCH 代表理事)
- (エ) 特別コンテンツ:ジョイマン(吉本興業)
- (オ) パネルディスカッション:横浜市長、佐座氏、市内大学生等

4 申込方法

10月22日(水)から専用WEBページによりお申し込みいただけます。先着500名。 ※専用ページについては別途本市HPでご案内いたします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課

担当 中島、橋本

電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223

メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

身寄りのない高齢者等の支援に向け、情報登録事業及び相談窓口を開始するとともに、 リーフレットを作成します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 情報登録事業

(1) 事業の概要

「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を、事前に市に登録できる「情報登録事業」を今秋から開始します。

お預かりした情報は、いざという時にご本人の意思の反映につながるよう、警察、消防、 医療機関にお伝えします。

(2) 対象となる方

市内在住の65歳以上の方

(3) 登録項目

- 1 ①かかりつけ医療機関(2か所まで) ②エンディングノート・もしも手帳の有無、保管場所
 - ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先 (3名まで)
- └ ⑤葬儀、遺品整理等の生前契約先(2か所まで)⑥納骨先 ⑦遺言書の保管場所

(4) 開始時期及び登録・開示の流れ

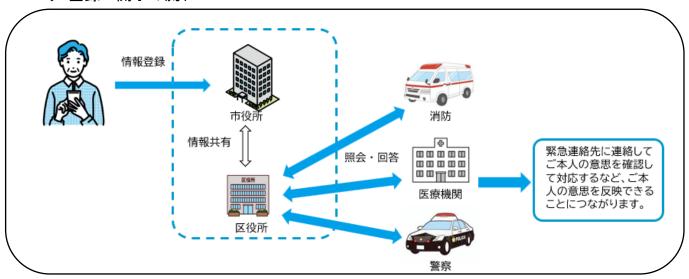
ア 令和7年秋

①登録を希望される方はスマートフォンやパソコン等を使って、電子申請システムで 市に情報を登録します。

イ 令和8年4月以降(予定)

- ②市から、登録した方に「登録カード」と「登録内容確認書」を発行します。
- ③警察、消防、医療機関は、ご本人の「いざという時」に、ご本人の情報登録の有無 を区役所に照会します。
- ④区役所は、システムに登録された情報を確認して、警察、消防、医療機関からの照 会に回答します。

ウ 登録・開示の流れ



4 相談窓口の設置

(1) 事業の概要

「終活」に関するお困りごとや情報登録に関するご相談をお受けするため、横浜市社会福祉協議会に相談窓口を設置します。

(2) 設置時期

令和7年秋

(3) ご相談いただける内容

- ·・任意後見制度のご案内 ・遺言、遺贈、民事信託等のご案内
- ・相談内容により、権利擁護事業、専門相談への繋ぎ
- ¦・国ガイドラインや今後作成するリーフレット等に沿った民間事業者を選ぶ際の留意 └ 点の説明 等

5 リーフレットの作成

(1) 事業の概要

安心して将来に備えられるよう、終活に関する情報をまとめたリーフレット「終活 みちしるべ」を作成します。

(2) 発行時期

令和7年秋

(3) 記載内容

- ・将来に向けて必要となる備え
 - ・利用できる行政サービス
- ・終活サービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点 等

健康福祉局福祉保健課 担当 鳥海、山脇、木内 電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622 メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

市連会 10 月定例会説明資料 令 和 7 年 1 0 月 1 0 日 医 療 局 食 品 衛 生 課

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について(情報提供)

1 趣旨

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、 食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提 供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので市民の皆様からの御意見を募集します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置
- (2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記
 - 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決めるなど
- (3) 様式の変更
 - 施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

4 意見募集期間

令和7年11月10日(月)~令和7年12月9日(火)

5 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

6 募集案内配架場所等

- (1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか
- (2) 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」 に掲載します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html

7 添付資料

別紙 意見募集概要

担当:医療局食品衛生課食品衛生係

瀬戸、新井

電話:045-671-2460 FAX:045-550-3587

「行事における食品提供の取扱指導要領」の

一部が変わります ~皆さんの御意見をお聞かせください~

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、 要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

変更点

1 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

2 食品の取扱い

- 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記します。
 - ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

3) 様式

施設設備の欄から「床面」の項目を削除し、担当者連絡先の欄を追加します。

次の内容は、<u>今までと変わりがありません</u>。

要領の対象となる行事: 自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

行事で提供する食品 :「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。

提供直前に加熱しないもの(かき氷・餅つきなど)は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

意見募集の概要

1.募集期間

令和7年11月10日(月)~令和7年12月9日(火)

2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



別紙

行 事 開 催 届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故

	止対策に努める	9 0							
主催	団体名 代表者名								
医	住所·所在地								
	連絡先		()				
	開催場所 所在地・名称	横浜市	区						
	行事の名称								
ī	開催日時	年	月 (日時	()	~	月時	日(分))
事	行事の種類		又は共催	重する?	丁事		催する行事 保団体が主		F
Ż.	(1+++ 1° 0.)各種回	団体が主催	でする行事			
	施設設備の制 項目	闌から「床i を削除)各種因	が主催すいる	る行事 の企業が主催	、行事の形		って行う行事 場合は除く。)
				各種区	が主催すいる	る行事 企業が主催 の一環として 、主催する行	、行事の形		場合は除く。)
ħ		を削除	面」の		が主催すいる	る行事 企業が主催 一環として 《主催する行 【出店店舗	、行事の形 i事	態で行う場	売:
施設設	項目	を削除	面」の	(口囲いけん	が主催するのかかりからない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	る行事 企業が主催 一環として (主催する行 【出店店舗 その他(【廃水】	、行事の形 示事 数】調理: ■ □ 既存排水	態で行う均 <u>販</u> 5	売:
一	区画	を削除 □屋内 「給水】□水 【消毒薬剤等	面」の (想定)) 屋外 道 口せっ ペーパー	(口囲にけん) サイル	が主催するのかかりからない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、からない方のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	る行事 企業が主催 一環として (主催する行 【出店店舗 その他(【廃水】	、行事の形 示事 数】調理: ■ □ 既存排水	態で行う均 <u>販</u> 5	売:

市連会 10 月定例会説明資料 令 和 7 年 1 0 月 1 0 日 資 源 循 環 局 業 務 課

リチウムイオン電池等の収集開始について(お願い)

近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池等が原因とされる収集車や廃棄物処理施設の火災事故が各地で発生し、報道されております。

リチウムイオン電池等につきましては、現在、横浜市では直接回収しておらず、市民の皆様には、購入先にご相談するか、公共施設や販売店などに設置されているリサイクルボックスにお出しいただくようご案内しておりますが、本市としましても、危険性などについて周知を図るとともに、市民の皆様が廃棄しやすい環境を整える必要があると考え、**令和7年12月1日からリチウムイオン電池等の集積場所における収集を開始する**ことといたしました。

つきましては、収集開始に関する旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会 町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 収集開始日

令和7年12月1日(月)から



※膨張・破損したリチウムイオン電池等につきましては、お手数をおかけしますが、 各区収集事務所までお持ち込みください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 資料 (別添)

リチウムイオン電池等の回収開始チラシ

担当:業務課資源化係

大野(貢)、大野(修)

電話/FAX:671-3819/662-1225

e-mail: sj-gyomu@city.yokohama.jp

リチウムイオン電池等の 異を開始します!

週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として

一つの袋 で出してください



家庭から出るすべての雷池類が対象です

リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの 〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



彭雷池

コイン電池









- ※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。
- ※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に 別の袋 でお出しください。

🥦 集積場所に出してはいけないもの

■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等







■ ポータブル電源

資源循環局収集事務所に お持ち込みください。

9:00~16:00〈月曜日~土曜日〉 (11:30~13:30は避けてください。)

- ※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。
- ※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による 火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



市連会 10 月定例会説明資料 令 和 7 年 1 0 月 1 0 日 資 源 循 環 局 業 務 課

年末年始の資源とごみの収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始の資源とごみの収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へ お知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの掲出をお願いいたします。 チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますの で、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日(水)から1月4日(日)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は12月30日(火)まで、年始は1月5日(月) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出 ※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料(裏面)

年末年始の資源とごみの収集日程

担当:業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話:671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX : 業務課 662-1225

年末年始の資源とごみの収集日程

12月31日(水)から1月4日(日)まで、 収集はお休みさせていただきます。

- 年末も、資源とごみの分別と減量にご協力をお願いします。
- 資源とごみは、各収集日の <u>朝8時まで</u>にお出しください。 (年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- O 収集がお休みの日は、資源とごみを絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。

黄浜市資源循環局マスコットイーオ

	<u> </u>	THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	· = · • •		
ルール	程を めの上、 を守って ゲざい。	燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・電池類	プラスチック資源	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類	
	28日(日)	43	Z集はお休みで [・]	<u>ब</u>	
12 月	29日(月)	通常	通常の曜日どおり収集します		
	30日(火)	通常の曜日どおり収集します			
	31日(水)				
	1日(木)				
	2日(金)	Д	マ集はお休みで	व	
	3日(土)				
1	4日(日)				
月	5日(月)	通常	の曜日どおり収集し)ます	
	6日(火)	通常	の曜日どおり収集し)ます	

※ <u>古紙・古布は、横浜市の回収ではありません。</u> 実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み 電話でのお申込みは12月31日(水)から1月4日(日)までお休みします。



 \Leftrightarrow

<u>※12月のお申込みは特に混み合い、</u> ___<u>年内の収集にお伺いできない場合がございます。</u>

粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月4日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月5日以降になります

市連会 10 月定例会説明資料 令和7年10月10日 み ど り 環 境 局 戦 略 企 画 課 財 政 局 税 務 課

横浜みどりアップ計画[2024-2028]1年目の 実績報告について【情報提供】

1 報告の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

2024年4月からは4期目となる新たな5か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、1年目の 2024 年度を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]2024年度の実績概要リーフレット
- (2) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること みどり環境局戦略企画課 TEL:671-2712 FAX:550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

横浜 みどりアップ計画

[2024-2028]

2024 (令和6) 年度の実績概要



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2009年から 「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を進めています。 このリーフレットは、2024(令和 6)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。





















市民とともに次世代につなぐ森を育む



森が守られています

●目標(36ha)を上回る面積の森を新たに保全しまし た。また、必要に応じて市で買取りを行い、残された大 切な緑地を永続的に守っています。

緑地保全制度による樹林地の指定面積の推移

樹林地保全の進展

これまでのみどりアップ計画 (2009~2023年度) 15年間1082.5 ha

みどりアップ計画開始前 (1969~2008年度) 40年間861.9 ha





円海山近郊緑地特別保全地区 (磯子区)



羽沢町具行特別緑地保全地区 (神奈川区)

	緑地 保全制度 による新規指定	市による 買 取 り	保 全 し た 樹林地の整備
2024年度実績	49.5ha	7.2ha	推進
5か年の目標	180ha(36ha)	100ha[想定] (20ha[想定])	推進

横浜みどりアップ計画期間中(2009~2024)に 合計<u>1132.1 ha</u>を指定

※端数処理により、面積の合計が一致しません。

森の手入れがされ、育まれています

●市民の森愛護会などと連携して、地域の特性を活か しつつ森を保全・管理する計画に沿って、森づくりを行 いました。また、維持管理にお困りの所有者に対して助 成を行いました。

	森の維持管理	維持管理の助成
2024年度実績	推進	134件
5か年の目標	推進	750件(150件)

森を知る・関わる・つながる機会が広がっています

●森づくりを担う人材の育成として、森づくり体験会や 研修を行いました。市民が森に関わるきっかけづくりと して、市内大学などと連携したイベント開催等を行いま した。



上菅田町金草沢東特別緑地保全地区 (保十ケ谷区)



維持管理の助成を行った樹林地(南区)



森づくり体験会(戸塚区)



森のネイチャーゲーム(瀬谷区)

	森づくりを担う 人 材 の 育 成	森づくり活動団体 へ の 支 援	市内大学や関係団体等との連携や区主催による地域の森でのイベントの実施	学 校 と 連 携 し た き っ か け づ くり
2024年度実績	10回	36団体	115回	推進
5か年の目標	50回(10回)	175団体(35団体)	180回(36回)	推進

暮らしを豊かにするみどりと共に

緑は、わたしたちの暮らしに潤いを与えるだけでなく、多様な 機能を持っています。緑を守り・つくり・育む、横浜みどりアッ プ計画の取組は、その機能を活用しながら地球温暖化など社 会の様々な課題の解決にもつながっています。

市民の森とは・・・

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、 その緑地を市民の散策や憩いの場として公開する「市民の森」 制度を創設しました。

横浜みどりアップ計画開始から16か 所増え、現在43か所が開園していま す。市民の森では、愛護会や森づくり 活動団体など多くのボランティアが、 草刈り、間伐、生きもの調査や環境教 育といった「良好な森をつくる活動」 を行っています。



上川井市民の森(旭区)

緑の多様な機能

- ▶防災•減災 暑さを和らげる ▶多様な牛き物のすみか
- ▶地産地消 ▶美しい景観 ▶環境教育·農体験
- ▶地域のコミュニティ など ▶街の賑わい・魅力

∡∪^て ★健康づくり・レクリエーション

市民アンケート調査では、 今後「最もおこなってみたい取組」として 森の散策・ウォーキングが

横浜の身近な緑を楽しもう! -

「市民の森」へ行ってみよう!





市民が身近に農を感じる場をつくる



復元後

水田・農地が保全されています

●水田や農地を維持するために支援を行い、多様な機 能をもつ良好な農景観を保全しました。

	水田保全面積	遊休農地の復元支援
2024年度実績	112.5ha	0.89ha
5か年の目標	115ha	3.0ha(0.6ha)

支援により荒れた農地を復元しました 田谷町(栄区) 遊休農地の復元(緑区)

復元前 ■

農とふれあう機会が増えています

●市民が気軽に楽しめる収穫体験農園の開設支援や、横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など、農とふれあう場づくりを 行いました。マルシェや直売所への開設支援や「はまふぅどコンシェルジュ」によるイベント開催等の地産地消の取組を通じて、農 とふれあう機会を増やしました。







柴シーサイド恵みの里じゃがいも掘り(金沢区)



みなとみらい農家朝市(西区)



はまふっどコンシェルジュ育成講座(緑区)

	様々な市民ニーズに 合わせた農園の開設	横浜ふるさと村、恵みの里で の農体験教室などの実施	直売所・青空市等の支援	市 民 や 企 業 等 との地産地消の連携
2024年度実績	3.38ha	119回	62件	15件
5か年の目標	19.5ha(3.9ha)	450回(90回)	285件(57件)	75件(15件)



市民が実感できる緑や花をつくる



まちなかでの緑が創出されています

緑の少ない市街地でも身近に緑や花を実感できるよう、 緑豊かな公園を整備しました。地域で愛されている桜並木 の再生など街路樹による良好な景観づくりを進めました。

	シンボル的な 緑 の 創 出	街路樹による良好な 景 観 づ く り
2024年度実績	緑の創出 3か所	18区で推進
5か年の目標	緑の創出 5か所	18区で推進

2024年7月に開園しました



北寺尾六丁目サムエル公園(鶴見区)



大岡川プロムナードの並木の再生(南区)

緑や花があふれる地域づくりの支援が行われています

■植栽や花壇の整備への助成、アドバイザー派遣などに より、地域で取り組む緑のまちづくりを支援しました。 オープンガーデンをはじめ、緑や花を通した地域のコ ミュニケーションの活性化を図りました。また校庭や園 庭の芝生化や植樹、生きもののすみかとなるビオトープ など、子どもを育む空間での緑の創出を行いました。



港北オープンガーデン(港北区)



山田小学校ビオトープ整備(都筑区)

	地域緑のまちづくり	緑や花を身近に感じる各区の取組	人生記念樹の配布	子どもを育む空間での緑の創出
2024年度実績	7地区	18区で推進	6,915本	28か所
5か年の目標	35地区(7地区)	18区で推進	40.000本(8.000本)	100か所(20か所)

緑や花で賑わいの空間がつくられています

山下公園や日本大通りなど都心臨海部等で緑や花 による魅力ある空間づくりを進めました。

	都心臨海部等の緑化による魅力ある空間づくり
2024年度実績	推進
5か年の目標	推進



山下公園(中区)

日本大通り(中区)

広報の活動

横浜みどりアップ計画の取組と成果を多くの皆さまに知っていた だくために、イベントへの出展や広報紙への記事掲載、SNSなど 様々な手法を用いた広報を展開しました。

みどりアップのイベントや体験スポット、「よこは まこどもみどりアップ」についてはこちらをご覧 ください。







デジタルサイネージでのPR画像放映(関内駅北口) よこはまこどもみどりア

事業費と横浜みどり税

● 1 か年(2024年度)の事業費(うち横浜みどり税)



横浜みどり税の課税方法

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

● 横浜みどり税の使いみち

使いみち① 樹林地・農地の確実な担保



- ₩ ₩ ・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
 - ・水田の保全 など

使いみち② 身近な緑化の推進



- ・地域緑のまちづくり
- ・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり など

使いみち③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上



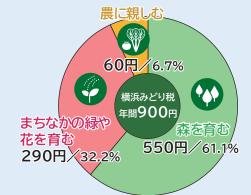
- ₩ 🖤 ・森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・街路樹による良好な景観づくり など

(使いみち4) ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



- ₩ ₩ ・森づくりを担う人材の育成
- ・収穫体験農園の開設支援 など

● 一人当たりの横浜みどり税の使いみち





寺家町での水田の保全(青葉区)



野庭団地での花壇の手入れ(港南区)



古橋市民の森における良好な森の育成(泉区)



自然観察講習会(保土ケ谷区)

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募 市民や学識経験者などから構成されている組 織です。取組の検証や現地視察を踏まえ、評 価・提案を報告書にまとめているほか、市民 目線での情報発信を行っています。



取組の現地レポート

実績報告書は、市ウェブ ページをご覧ください。 区ごとの実績もご覧いた だけます。



◯横浜みどりアップ計画





「横浜みどりアップ計画」の広報について

みどり環境局戦略企画課 ---

----- TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093



「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 -- TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775 【法人市民税】財政局法人課税課------ TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481





GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、 横浜市は、市民・事業者の皆様に「横浜みどり税」をご負担いただき、 緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



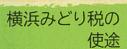
横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間

900円 を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



「横浜みどりアップ計画」の うち、下記の横浜みどり税の 使途に該当する事業へ横浜み どり税を充当します。

- 樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実による みどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画 の促進につながる事業

横浜みどり税(年間900円)の使いみち

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

に親しむ



60円 (6.7%)

森を育む

- ・森を残す(指定・買取り)
- ・森を育む(維持管理など)
- ・森を育む人材の育成(活動に対する支援)
- 森に親しむ (きっかけづくり)

290円 (32.2%)

横浜みどり税 年間 900 円

550円 (61.1%)



まちなかの

- や花を育む
- まちなかに緑をつくる



浜みどりアップ [2024–2028]





計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

の市民とともに 次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- ●樹林地の新規指定と買入れ申し出 への対応
- ●指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

の市民が身近に

||| を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- ●水田保全への支援
- ●農園の開設など、農とふれあう 機会の全市的な展開

市民が実感できる 緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等 による景観づくり
- ●地域での緑や花の取組支援
- ●子どもを育む空間での緑の創出・ 育成



市民・事業者の皆様に取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、 取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる 広報を展開

(国税)と横浜みどり税



国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの?





目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な 森林環境祝は、林美か成り立たない地方の山間前の無体金幅で、国性へ何の利用促進を工場目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。 横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが

異なります。

●森林環境税(国税)・森林環境譲与税について

趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的 に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与 (令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用)
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその 促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています

【お問い合わせ】

「横浜みどり税」について

または 財政局税務課 ▶ 区役所税務課

電話:045-671-2253

FAX: 045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について

▶みどり環境局戦略企画課

電話:045-671-4214

FAX: 045-550-4093